

令和7年度 テールゲートリフター特別教育講師養成講習費用助成について

1. 対 象 事 業 者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助 成 対 象 陸災防 千葉県支部で、千葉県内の営業所に勤務する従業員が、テールゲートリフター特別教育講師養成講習を受講し、資格を取得したものである。
3. 受 講 期 間 令和7年4月1日～令和8年3月末日
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 助 成 人 数 一事業者当たり、上限5名
5. 助 成 金 額 1名当たり、15,000円
(千ト協が陸災防千葉県支部へ直接支払う)
※受講料と助成金額の差額は事業者負担
6. 受 講 方 法 陸災防 千葉県支部 (TEL : 043-248-5222) に予約し、受講すること。